

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第三百六十四号

鳥取県土地利用基本計画を平成三年三月三十日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により告示する。

平成三年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中米子市の都市地域及び農業地域、若桜町、船岡町、用瀬町及び智頭町の森林地域並びに気高町の自然保全地域に係る部分を次の図のとおり変更する。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県企画部交通・土地対策課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定に基づき、米子農業振興地域の区域を次のとおり変更する。その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び米子地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

目 次

◇ 告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更（交通・土地対策課）

農業振興地域の区域の変更（農政課）

ふ化業者の登録（畜産課）

土地改良区の役員就任（農村整備課）

土地改良区の役員退任（二件）（〃）

県営土地改良事業の工事完了（〃）

旧慣使用林野整備計画の認可（林務課）

保安林の指定予定（造林課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇ 公 告 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◇ 公 告 鳥取県公文書公開条例の運用状況（広報文書課）

第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況（商工指導課）

採石業務管理者試験の実施（河川課）

平成三年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称 変 更 後 の 区 域

米子地域

米子市の区域のうち、次の区域を除いた区域

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により決定された市街化区域

二 美保基地の区域

三 昭和六十一年一月鳥取県告示第十九号で市街化区域から市街化調整区域に変更された地区で第四号図の青色で着色した区域

四 第五号図の赤色で着色した区域

五 昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号で定めた米子

森林計画区に係る地域森林計画の米子市に係る林班番号七、一

一、一五及び一九の全部の区域並びに同林班番号六、八から一

〇まで、一一から一四まで、一六から一八まで及び二〇の一部

の区域（第一号図から第三号図までの赤色で着色した区域をい

う。）

（第一号図から第五号図までは、省略する。）

鳥取県告示第三百六十六号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定により告示

する。

平成三年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
第四号	平成三年四月十二日	東伯町農業協同組合 東伯郡東伯町大字徳万五五八	東伯町農業協同組合 化場 東伯郡東伯町大字杉下

鳥取県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 三 嶋 賢 一 西伯郡日吉津村大字日吉津七二二

平成三年三月二十六日就任 任期平成六年四月四日まで

鳥取県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 國 谷 信 照 西伯郡中山町石井垣一八八

平成三年三月二十八日退任

鳥取県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 田 由 明 西伯郡名和町大字東坪八八六

平成三年三月三十一日退任

鳥取県告示第三百七十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定により告示する。

平成三年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事を完了年月日
県営中部地区広域農道整備事業	平成三年三月十日
県営水田農業確立排水対策特別事業北条川地区農業用排水	平成三年三月二十日

鳥取県告示第三百七十一号

江府町長から申請のあった池の内地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成三年四月五日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十二号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡岸本町丸山字上ノ原一八〇三の二八六

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び岸本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百七十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年二月四日 鳥取県指令受島土維第六百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町分上四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土健英

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年四月十六日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	パチンコフリーニ	株式会社平和
	銭形刑事	
	ボン太	マルホン工業株式会社
	ジャンケン	有明会社製

公 出

鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）第17条の規定により、平成2年4月1日から平成3年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成3年4月16日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

公文書開示請求	処 理 状 況			
	開 示	部分開示	非開示	取下げ
44	35	5	2	2

(件)

2 公文書開示請求の実施機関別内訳 (件)

知 事	42
知 事 事 (企業局)	0
教 育 委 員 会	2
選 挙 管 理 委 員 会	0
人 事 委 員 会	0
監 査 委 員 会	0
地 方 労 働 委 員 会	0
収 用 委 員 会	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
合 計	44

3 開示請求者の区分

県の区域内に住所を有する者	44
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	0
合 計	44

(件)

4 不服申立ての件数及び処理状況

なし

第2種大規模小売店舗の出店調整処理状況

平成2年度第4四半期（1月～3月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成3年4月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成2年度第4四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	6月以内のもの	6月を超え12月以内のもの	12月を超え14月以内のもの	14月を超え16月以内のもの	16月を超え18月以内のもの	合計
件数	0	0	1	0	0	1

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 出店表明日から事前説明終了日まで
- 2 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出がされた日（以下「法3条等届出

日」という。）から事前商業活動調整協議会の審議等が終了した日（以下「事前商調協終了日」という。）まで

- 3 法5条第1項又は第6条第2項の規定による届出がされた日（以下「法5条等届出日」という。）から法7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

2 平成3年3月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	出店表明日以後事前説明終了日以前のもの	事前説明終了日後法3条等届出日前のもの	法3条等届出日以の事前商調協終了日以前のもの	事前商調協終了日後法5条等届出日前のもの	法5条等届出日以の後のもの	合計
件数	1	0	0	1	1	3

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第20回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成3年4月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。） イ 岩石の採取に関する技術的な事項	2時間30分

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成3年6月4日（火）午前10時から
 (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館
 第2会議室及び第3会議室

3 受験の手続

次の書類を最寄りの土木事務所へ提出のこと。

- (1) 受験願書
 (2) 履歴書
 受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
 (3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 6,200円
 (2) 納付方法
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

平成3年4月25日（木）から5月20日（火）まで

6 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
 (2) 受験についての詳細は、土木事務所にお問い合わせること。